

平成30年度答申第5号

平成30年10月10日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

平成29年11月16日付け松会第67号をもって諮問のあった「平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒がいじめにより自殺したと報道された件に関する文書一切。平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒が死亡したことが松戸市いじめ防止対策委員会に諮問された件に関する文書一切。」に係る公文書の全部を開示する決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書（以下「本件文書」という。）について、実施機関が行った開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

ただし、可読性のある文書を審査請求人に再交付することを求める。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成29年6月7日付け公文書開示請求書により、「平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒がいじめにより自殺したと報道された件に関する文書一切。平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒が死亡したことが松戸市いじめ防止対策委員会に諮問された件に関する文書一切。」に対して、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

松戸市長（会計課をいう。以下同じ。）は、本件開示請求に対して、本件公文書を「平成28年度松戸市いじめ防止対策委員会（臨時会）に伴う支出負担行為決議票」と特定し、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定による開示決定（平成29年6月20日付け）をした。

審査請求人は、平成29年11月6日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消して、請求対象文書を特定したうえで、検証委員か文書委員報酬のみならず、記者会見や同会の交通費、会場使用料その他支出に関する文書も特定し、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。また、文書の印字部分や印影の一部が写り込んでおらず、不鮮明部分について事実上の不開示と同様の効果が発生させている。また、公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。」というものである。

4 実施機関の説明要旨

- (1) 松戸市長においては、本件開示請求に対しては、対象公文書を特定し、その全部を開示している。
- (2) 公文書の頁の一部が写っていない箇所については、平成29年5月26日付け松教学指第338号による開示決定処分により、明らかになっている。
- (3) 審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてはこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例における公文書の開示について

条例は、何人も条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができること（条例第5条）、及び実施機関は、条例の解釈及び運用に当たっては、条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないこと（条例第3条第1項）を規定するとともに、条例は、市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とすること（条例第1条）を規定する。

(2) 本件文書について

本件文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり、公文書に該当する（条例第2条第2項）。

審査請求人は、請求対象文書の特定漏れを主張しているが、実施機関は、本件処分に係る文書が全てであることを説明している。

審査会としては、実施機関における会計に関する文書の特定漏れについて、検討したが、このような実施機関の説明に、特段不自然な点は認められず、実施機関の説明に不合理な点はないと判断した。そのほか、請求対象文書の

特定漏れを推認させる事情は認められなかった。

(3) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例中に規定を欠くため、本件文書の開示の根拠とすることはできない。

以上により、本件処分は妥当である。

6 審査会の結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

7 付言

実施機関は、条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないと定めていること（条例第3条第1項）及び条例が、公文書の開示により、市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的としていること（条例第1条）を踏まえ、実施機関においては、公文書の開示の実施に際しては、文書の印字及び印影等が可読性を欠くことのないよう留意されたい。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年11月6日	諮問書の受理
平成29年11月16日	審議・諮問の報告（第1回審査会）
平成30年2月21日	審議・審査請求人の意見陳述（第2回審査会）
平成30年4月12日	審議・実施機関の理由説明（第3回審査会）
平成30年8月22日	審議（第4回審査会）
平成30年9月26日	審議（第5回審査会）